

東根市立東根中部小学校いじめ防止基本方針

(東根市いじめ防止基本方針準拠)

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などその生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

国立教育政策所生徒指導・進路指導研究センターの平成25年7月の調査研究「生徒指導支援資料4 いじめと向き合う」によれば、いじめには、暴力を伴う目に見えやすいものと暴力を伴わない目に見えにくいものがあることが分かってきた。特に後者は目に見えにくいだけに発見も指導も難しいとされている。さらに電子機器の介在により、その傾向はさらに強くなっている。この後者のいじめこそ、どの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるばかりか、目に見えない形で深刻な事態にエスカレートするいじめである。

本基本方針は、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう定められたいじめ防止対策推進法の第13条1項の規定に基づき、児童の尊厳を保持することを目的に、国・県・市・学校・地域住民・家庭・その他の機関及び関係者との連携の下、いじめの防止等（未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等）のための対策を実効あるものとするために策定するものである。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) 用語の定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係のある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの態様>

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをする。
- ⑨ 震災いじめをする。
- ⑩ その他

※文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) 関係者の責務や役割

① 東根市教育委員会の責務

- ・学校におけるいじめの防止等のために、必要な措置を講ずる。

② 学校の責務

- ・児童の保護者、地域住民、その他の関係者と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。

③ 教職員の基本認識

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめほどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ・「いじめの定義」の共通認識を持つ。
※当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・「いじめの態様」の共通認識を持つ。
- ・いじめを認知したら速やかに校長、教頭に報告し、組織的に対応する。

④ 保護者の責務

- ・子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うように努める。
- ・子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ・学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

⑤ 市民の役割

- ・地域ぐるみで児童を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ・いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理科を図っていく。
- ② 県教育センターが発行した「いじめ防止対策のための早期発見・早期対応ハンドブック」と「いじめ未然防止のための自律的・自発的な学級づくりハンドブック」をもとに校内研修を進め、取り組む。
- ③ 「子どもを語る会」で、生徒指導上の情報交換を行う。
- ④ 教師の主観はもとより、諸調査など客観的資料をもとに児童個々、集団の実態及びその変容を的確に把握し、その成長や向上にむけ組織的に指導し、いじめをはじめとする問題行動の未然防止を図っていく。
- ⑤ 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的に望ましい生き方や人間関係のありかたについて触れ、「集団生活を通して自他ともに成長していこう」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ⑥ 児童が、他人から認められ優しくしたいという思いを持たせるような指導を積み重ね、些細なトラブルが深刻な事態にエスカレートしない集団を育てていく。
- ⑦ 常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。
(何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示したり、アンケート項目に明示したりする等)

- ⑧ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ⑨ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑩ 道徳の授業参観を計画し、保護者に同じような視点で児童に接してもらい、連携を図る。

(2) 児童に培う力とその取組

① 児童に培う力

- ・「規律」 (個人及び集団として、聞く姿勢・準備物、話し方等きちんとした心構え・態度で授業に取り組む等の生活習慣)
- ・「学力」 (基礎的な知識・技能及び問題解決的な調べ方や学び方)
- ・「自己有用感」 (相手からの好意的な反応や評価があって感じることのできる、他人の役に立ったという感情。)

② その取組

- ・「居場所づくり」
 - ア 小学校低学年からの正しい姿勢を身につけさせる、忘れ物をさせない生活指導。
 - イ 安心・安全に学校生活を送ることができると感じられる学級経営。
 - ウ 明確な指示、説明、発問など「わかる授業」を目指した授業改善・授業の見直し。
 - エ 授業の中で「みんなで学ぶ」過程。(安心して自分を表現できる学び)
- ・「絆づくり」
 - ア 子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じとったりしていくことができる場づくり (授業、特別活動、部活動等)
 - イ 人とつながる喜びを味わう体験活動
 - 各学年の生活科や総合的な学習の時間の活動などで、地域の方とのふれあい、人とのつながりを実感できる体験活動を行う。

(3) いじめ防止のための校内組織 (法 22 条：必置) と具体的な取組

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、
 ○校外関係者：市教委担当者、市教育相談指導員、東根市福祉課職員、PTA代表、
 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 学校評議員代表、学校医、民生児童委員、主任児童委員、警察関係者 等

- ・当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。
 - 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
 - いじめの相談・通報の窓口としての対応
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
 - いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

(4) 児童の主体的な取組

- ・児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等，児童自らがいじめの問題について主体的に考え，いじめの防止を訴えるような取組を推進する。このような主体的な取組により，「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや，ささいな嫌がらせや意地悪であっても，しつこく繰り返したり，みんなで行ったりすることは，深刻な精神的危害になること等を学ばせる。
- ・教職員主導で児童が「やらされている」活動に陥ったり，一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることのないよう，教職員は，全ての児童がその意義を理解し，主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに，陰で支える役割に徹するよう心がける。

(5) 家庭・地域との連携

- ・学年，学級懇談会，家庭訪問，学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに，地域や家庭に対して，いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ・学校，家庭がネットいじめを含めたいじめの問題について研修したり，協議したりする機会を設け，家庭と連携した対策を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) 基本的な考え方

- ① 暴力を伴う等「目に見えるいじめ」を見逃さない。
- ② 暴力を伴わない等「目に見えにくいいじめ」に気付く。

(2) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，次のことに努める。
 - 日頃からの児童の見守りや信頼関係を構築する。
 - 諸調査の結果をもとに個々の児童及び学級集団の発達状況を客観的に把握し，トラブルやいじめの危険性を予測しながら指導する。
 - 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - 教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，いじめを積極的に認知する。
- ・定期的な無記名式アンケート調査等により，短期におけるいじめの全体像を把握しながら，定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより，個別の状況把握に努める。（年2回「いじめ発見調査アンケート」（県教委版），年2回「にこにこアンケート」（本校版）を行う。）
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ・休み時間や放課後の活動の中などで児童の様子に目を配ったり，個人ノートや生活ノート等，教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

(3) 相談窓口などの組織体制

- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・「山形県教育センター」、「人権擁護委員会」、「東根市適応指導教室」などの校外の電話教育相談窓口も周知する。
- ・教育相談等で得た児童の個人情報については、相談内容の解決にむけ慎重かつ適切に扱う。
- ・児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

5 早期対応の在り方

(1) 素早い事実確認・報告・相談（法 23 条①～⑥）

- ・発見・通報を受けた場合には、速やかに校長・教頭に報告することを義務とし、関係職員で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく村山警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに村山警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応（いじめ防止等の対策のための校内組織（法 22 条）による対応）

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための校内組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って東根市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、東根市教育委員会に相談し、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について東根市教育委員会と協議する。

(5) いじめ解消の定義と支援の徹底

- ・いじめの「解消」の定義を明確化し、いじめが解消に至るまで被害児童への支援への支援を継続することを徹底する。

①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

②被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、感じていないとなった場合。

(6) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) ネットいじめ・震災いじめへの対応 等

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、東根市教育委員会の指導を仰ぐとともに、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに村山警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、ネットパトロール等を工夫することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校日より等で積極的に理解を求めていく。
- ・東日本大震災の被災児童が在籍していることから、その児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

- ・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、東根市教育委員会の第三者委員会「いじめ防止対策等専門委員会」（仮称）による事実関係を明確にするための調査を受ける。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<調査の目的>

- ・いじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応

したかなど の事実関係を網羅的に明確にする。

(2) 重大事態の報告（法 30 条①）

- ・校長は当該調査に係る重大事態の事実関係，その他の必要な情報等について，素早く東根市教育委員会を通じて東根市長へ報告する。

(3) 外部機関との連携 等

- ・重大事案に係る事実関係の調査，及び事後対応，発生防止等については，必要に応じ，東根市教育委員会，村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」，村山警察署，児童相談所と連携を図りながら進めていく。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「いじめ発見調査アンケート」や「にこにこアンケート」の実施，それを受けた個人面談を通し，児童の心の声を拾いあげ，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応に努める。
- ・教育相談担当，学年主任，担任，養護教諭，県・市教育相談員，スクールカウンセラー等の連携により，教育相談体制を機能させる。
※具体的には，経営概要の教育相談計画による。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・児童をいじめに向かわせないために，学校で取り組むべき課題を「規律」，「学力」，「自己有用感」ととらえ，きちんと授業に参加し，基礎的な学力を身につけ，認められているという実感を持った児童を共通理解・組織的指導を通して育てていく。
- ・自分がかげがえのない存在であることや，他人の役に立った，他人から共感的に理解してもらったという実感がともなう活動になるよう，どの活動においても価値付けを行い指導する。

8 校内研修

(1) いじめの理解，組織的な対応，指導記録の生かし方等に関する研修

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ，学期に一度，「生徒指導堤要」（文部科学省）や「生徒指導リーフ」及び「生徒指導支援資料」（文部科学省 国立教育政策研究所），「いじめ防止対策のための早期発見・早期対応ハンドブック」及び「いじめ未然防止のための自律的・自発的な学級づくりハンドブック」（県教育センター）を資料とした，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ・「居場所づくり・絆づくりを意図した授業改善」，「道徳の授業の充実」について研修を深め，「規律」「学力」「自己有用感」をもった児童を育て，いじめ問題の未然防止に努める。

9 学校評価

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
 - ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。
- (2) 地域や家庭との連携
 - ・学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校いじめ基本方針やその取組、学校評価の結果等について連絡し、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル 等
 - ・「いじめ防止のための組織」が策定した計画に基づき、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り、改善を図っていく。
 - ・学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

10 その他

- (1) 東根市いじめ問題対策連絡協議会
 - ・いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、村山警察署その他の関係者による会議に参加し、いじめの防止等に活用する。
- (2) 社会参画活動、異学年交流（縦割り班活動）による自己有用感、自己肯定感の育成
 - ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感等を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (3) 校務の効率化
 - ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- (4) 教職員評価の活用
 - ・いじめ防止等の対策への積極性や実行性を評価し、教職員の資質・能力を高めていく。